

新 監 査 第 56 号  
令和 5 年 4 月 27 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

#### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 5 年 3 月 17 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

#### 記

### 第 1 請求の内容

#### 1 請求の提出日

令和 5 年 3 月 17 日

#### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

#### （1）主張事実

ア 令和 5 年 1 月 12 日に「東区もえぎ野地内の交差点（以下「本件交差点」という。）は、除雪した雪を交差点内まで高く積み上げている。数年前から申し入れているが一向に改善されない。今回は、職員がきちんと現場確認し、委託業者がどうして交差点内に高く積むのか把握した上で、除雪のやり方の指示をしてもらいたい。」と東区役所建設課（以下「東区建設課」という。）に申し入れた。

同年2月6日に再度申し入れ、同日、東区建設課は委託業者に対し、排雪作業を指示した。委託業者は同年2月7日と8日に排雪作業を実施し、その経費は合計748,450円である。東区建設課がすぐに委託業者に対して、交差点内に高く積み上げる除雪方法を中止し、「道路除排雪委託条項」「道路除排雪委託共通仕様書」「道路除排雪委託契約書」に基づいた指示をしていれば、その後の降雪による除雪の際に、交差点内に高く積み上げる除雪にならなかった。

イ 令和5年1月12日の申し入れに対して、東区建設課の職員は現場の確認をせず、委託業者に道路除排雪委託条項などに基づいた指示をしなかったため、必要のない排雪作業をすることになった。

同年2月6日に東区建設課は現場確認し、委託業者に排雪作業を指示したが、これは、道路除排雪委託条項第11条第4項「前項の現地調査の結果、不都合が認められた場合、乙は甲の指示に従って補正を行い、甲の確認を受けなければならない。」、同条第5項「前項の補正を行う稼働時間は、支払の対象としない。」が適用され、東区建設課は支払う必要がない748,450円を支払い、新潟市に損害を生じさせた。

ウ 本件交差点内に排雪されて高く積まれた雪の撤去を申し入れたにもかかわらず、東区建設課は今後の参考とただけで対応せず、課内の上司への報告、情報共有、交差点の確認、現地調査、業者への指示等を怠った。

東区建設課は現場確認し、委託業者に道路除排雪委託条項第1条第3項「車道除雪とは、道路上の積雪を除雪機械により路側に排除する作業の総称とし、新雪排除作業、拡幅作業、路面整正作業をいう。」を指示しなければならなかった。

エ 東区建設課が業者に上記指示をしていれば、排雪費用748,450円は必要なかった。委託業者は道路除排雪委託契約書に反する除雪をしているので、道路除排雪委託条項第11条第4項及び第5項を適用すれば、新潟市には支払の義務が生じない。

## (2) 措置請求

新潟市が業者に支払った令和5年2月7日及び8日の排雪作業費の返還を請求するよう求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

#### (1) 違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについて

住民監査請求は、自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出や財産の管理などの財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができること定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第242条の2第1項第4号に関し、平成4年12月15日最高裁判決において「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、請求人は、本件交差点における除雪に関して再三にわたり改善を申し入れたにもかかわらず、東区建設課の職員が委託業者への指示等を怠ったこと、また本件交差点内に積み上げられた雪を除去する際に、東区建設課の職員が委託業者に排雪作業を指示したが、除雪の補正作業を適用していれば排雪費用は必要なかったこと等を主張している。これは、東区建設課の職員による排雪費用の支出命令等、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為そのものが、財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当な公金の支出にあたりと主張しているものではなく、専らその原因行為である東区建設課の職員による委託業者に対する指示の時期及び内容の違法又は不当を主張しているものと解される。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

#### (2) 違法又は不当な財産の管理にあたるかどうかについて

本件請求において請求人は、上記の主張に加え、本件交差点の写真を添付したうえで、本件交差点内に除雪した雪が高く積み上げられていることの危険性も主張している。本件交差点は市道により構成されており、市道は本市の財産である

こと、また市道は本市が道路管理者として管理していることから、東区建設課が市道の管理者として、違法又は不当な財産の管理を行っているとは主張しているとも解することができる。

住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象となる道路の管理について、平成 15 年 4 月 22 日東京高裁判決において「道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、請求人は、本市の財産である市道の財産的価値の維持・保全を目的とした、住民監査請求の対象となる財産的管理の面から東区建設課による市道の管理が違法又は不当な財産の管理にあたりと主張しているものではなく、東区建設課の職員による委託業者に対する指示の時期及び内容に加え、本件交差点内に除雪した雪が高く積み上げられていることの危険性を主張するなど、専ら本市の財産である市道の道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための、道路行政上の管理の面から道路管理者としての東区建設課による市道の管理が違法又は不当な財産の管理にあたりと主張しているものと解される。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。